生食発 0323 第 4 号 平成 30 年 3 月 23 日

都道府県知事保健所設置市長特別区長

厚生労働省大臣官房 生活衛生・食品安全審議官 ( 公 印 省 略 )

## 農畜水産物等の放射性物質検査について

標記について、平成23年4月4日に原子力災害対策本部が定めた「検査計画、 出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(以下「ガイドライン」という。) の「II 地方自治体の検査計画」及び「V その他」に基づき、検査計画の策定 及び検査の実施をお願いしているところですが、本日、平成29年4月以降の検 査結果等を踏まえ、ガイドラインが改正され、地方自治体の検査計画に関する 考え方について見直しが行われました。

検査対象自治体におかれては、引き続き、本ガイドラインの「II 地方自治体の検査計画」及び「V その他」に基づき適切に検査計画を策定し検査を実施するとともに、策定した検査計画について四半期ごとに医薬・生活衛生局食品監視安全課まで御報告をお願いします。

なお、検査対象自治体以外の地方自治体におかれても、農畜水産物等の放射 性物質検査を実施する場合は、本ガイドラインを参考にするようお願いします。